

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年8月13日
【四半期会計期間】	第109期第1四半期（自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日）
【会社名】	新潟交通株式会社
【英訳名】	Niigata kotsu Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 星野 佳人
【本店の所在の場所】	新潟市中央区万代一丁目6番1号
【電話番号】	(025)246-6327
【事務連絡者氏名】	経理部長 保坂 健一
【最寄りの連絡場所】	新潟市中央区万代一丁目6番1号
【電話番号】	(025)246-6327
【事務連絡者氏名】	経理部長 保坂 健一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第108期 第1四半期連結 累計期間	第109期 第1四半期連結 累計期間	第108期
会計期間	自令和2年4月1日 至令和2年6月30日	自令和3年4月1日 至令和3年6月30日	自令和2年4月1日 至令和3年3月31日
売上高 (千円)	2,477,688	3,345,847	13,630,739
経常損失 () (千円)	1,059,701	172,042	879,953
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失 () (千円)	796,998	84,375	972,788
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	791,067	48,225	896,658
純資産額 (千円)	16,740,458	16,588,383	16,634,786
総資産額 (千円)	55,070,110	56,767,007	57,456,405
1株当たり四半期(当期)純損失 () (円)	207.43	21.96	253.19
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	30.4	29.2	29.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

これに伴い、当第1四半期連結累計期間における経営成績に関する説明は、売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、前第1四半期連結累計期間と比較しての対前年同四半期比（％）は記載しておりません。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

(1)財政状態及び経営成績の状況

財政状態

資産合計は、未収入金や有形固定資産の減少などにより、前連結会計年度末に比べ689,397千円減少し、56,767,007千円となりました。

負債合計は、短期借入金やリース債務の減少などにより、前連結会計年度末に比べ642,994千円減少し、40,178,624千円となりました。

純資産合計は、利益剰余金の減少などにより、前連結会計年度末に比べ46,403千円減少し、16,588,383千円となりました。

経営成績

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緊急事態宣言の再発令等、新型コロナウイルス感染症の影響による個人消費の落ち込みが続いており、景気は厳しい状況で推移いたしました。先行きについては、ワクチン接種が進捗する一方で、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化により、依然として不透明な状況となっております。

こうした事業環境の中、お客様と従業員に対する感染防止対策を徹底しながら営業活動を行い、経営基盤の強化に努めてまいりました。しかしながら、全国に緊急事態宣言が発令された前年同期に比べて回復はみられたものの、感染症拡大前の水準を下回る状況が続いております。

当第1四半期連結累計期間の経営成績は、総売上高は3,345,847千円となり、営業損失は183,706千円（前年同四半期は営業損失1,010,999千円）、経常損失は172,042千円（前年同四半期は経常損失1,059,701千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は84,375千円（前年同四半期は親会社株主に帰属する四半期純損失796,998千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次の通りであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

運輸事業におきまして、一般乗合バス部門では、新型コロナウイルス感染症への対応として、お客様や従業員の安全を確保するため、車内の消毒や換気を徹底するなど感染予防・感染拡大防止対策を継続いたしました。また、サービス開始10周年を迎えた新潟交通ICカード乗車券「りゅーと」のキャンペーンを実施し需要喚起を図ったこと等により、一般乗合バス部門全体では前年同期比増収となりました。しかしながら、新潟県独自の警報による外出自粛等の影響により厳しい状況が続いており、その回復は限定的なものとなっております。

高速バス部門では、今年4月の緊急事態宣言発令により一部の県外高速路線において運休の影響を受けたものの、前年5月に全路線を運休した前年同期の反動により、高速バス部門全体では前年同期比増収となりました。

貸切バス部門では、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一般団体やバスツアー等の貸切需要が依然として低調に推移しているものの、修学旅行を主とした学校関連を中心に受注したこと等により、前年同期比増収となりました。

この結果、運輸事業の売上高は1,489,252千円、営業損失364,555千円（前年同四半期は営業損失948,276千円）となりました。

不動産事業におきまして、万代シテイでは、感染防止策を徹底した上で、集客を高める販売促進や催事・イベントを企画実行したこと、4月および6月に新店舗の誘致を実施する等街区の魅力向上に努めました。これにより、当社が運営管理するビルボードプレイスおよびB P 2の休館により賃料を減免した前年同期よりも、賃料収入および駐車場収入は増収となりました。

この結果、不動産事業の売上高は681,931千円、営業利益283,818千円（前年同期比6.5%増）となりました。

商品販売事業におきまして、観光土産品卸売部門では、催事売店を撤退した影響があったものの、主力の土産卸売において、新商品の販売や観光施設が休館した影響を受けた前年同期よりも需要回復が見られたこと等により、前年同期比増収となりました。

この結果、商品販売事業の売上高は300,941千円、営業損失23,691千円（前年同四半期は営業損失54,688千円）となりました。

旅行事業におきまして、今年4月の緊急事態宣言発令により募集型企画旅行および一般団体手配旅行は低調に推移したものの、修学旅行を主とした学校関連団体を中心に受注したことに加えて、「収益認識に関する会計基準」等の適用もあり、前年同期比増収となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等の適用前に換算した場合においても前年同期比増収となりました。

この結果、旅行事業の売上高は290,775千円、営業損失16,279千円（前年同四半期は営業損失99,641千円）となりました。

旅館業におきまして、新潟市内の「万代シルバーホテル」、佐渡市内の「国際佐渡観光ホテル八幡館」ともに新型コロナウイルス感染症に伴う宿泊・宴会・ツアーのキャンセルや新規設定の見送り等の影響により、依然として宿泊・宴会需要は低迷しているものの、催事団体客や修学旅行の受入等により売上高は前年同期比増収となりました。

この結果、旅館事業の売上高175,290千円、営業損失101,337千円（前年同四半期は営業損失162,421千円）となりました。

その他事業のうち広告代理業においては、新潟市が発行する「地域のお店応援商品券」事業を受注する等、好調に推移したものの、「収益認識に関する会計基準」等の適用により、前年同期比減収となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」等を適用前に換算した場合においては前年同期比増収となりました。

航空代理業においては、航空会社との地上業務受委託契約内容の変更による影響等により、前年同期比減収となりました。

清掃・設備・環境業においては、環境部門におけるリサイクル単価の上昇や定期収集、定期清掃、光触媒等の受注により、前年同期比増収となりました。

この結果、その他事業全体の売上高は407,656千円、営業利益44,672千円（前年同四半期は営業損失12,444千円）となりました。

(2)経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、経営方針・経営戦略について重要な変更はありません。

(3)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期連結累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和3年6月30日)	提出日現在発行数(株) (令和3年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,864,000	3,864,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株 であります。
計	3,864,000	3,864,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
令和3年4月1日～ 令和3年6月30日	-	3,864	-	4,220,800	-	2,872,932

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和3年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

令和3年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 21,800	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,812,300	38,123	-
単元未満株式	普通株式 29,900	-	1単元（100株） 未満の株式
発行済株式総数	3,864,000	-	-
総株主の議決権	-	38,123	-

【自己株式等】

令和3年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
新潟交通株式会社	新潟県新潟市中央区 万代一丁目6番1号	21,800	-	21,800	0.56
計	-	21,800	-	21,800	0.56

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、高志監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和3年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,442,732	2,425,443
受取手形及び売掛金	838,189	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	856,443
商品及び製品	173,314	176,918
原材料及び貯蔵品	153,567	155,162
その他	868,363	428,662
貸倒引当金	12,351	13,000
流動資産合計	4,463,815	4,029,630
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	11,703,624	11,522,188
土地	36,833,333	36,833,333
その他(純額)	2,756,007	2,682,073
有形固定資産合計	51,292,964	51,037,596
無形固定資産	322,026	322,249
投資その他の資産	1,377,597	1,377,531
固定資産合計	52,992,589	52,737,377
資産合計	57,456,405	56,767,007
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	575,579	614,130
短期借入金	13,337,229	12,682,115
1年内償還予定の社債	150,000	150,000
未払法人税等	83,746	23,202
賞与引当金	103,552	73,699
その他	2,610,009	2,736,159
流動負債合計	16,860,116	16,279,306
固定負債		
社債	3,550,000	3,550,000
長期借入金	12,929,544	12,985,888
再評価に係る繰延税金負債	4,013,733	4,013,733
役員退職慰労引当金	152,230	145,435
退職給付に係る負債	422,418	417,584
その他	2,893,575	2,786,675
固定負債合計	23,961,502	23,899,317
負債合計	40,821,618	40,178,624

(単位：千円)

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和3年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,220,800	4,220,800
資本剰余金	2,946,600	2,946,600
利益剰余金	1,220,663	1,138,293
自己株式	37,754	37,936
株主資本合計	8,350,311	8,267,758
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,419	8,668
繰延ヘッジ損益	88,163	118,367
土地再評価差額金	8,210,910	8,210,910
退職給付に係る調整累計額	820	15
その他の包括利益累計額合計	8,284,475	8,320,624
純資産合計	16,634,786	16,588,383
負債純資産合計	57,456,405	56,767,007

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
売上高	2,477,688	3,345,847
売上原価	2,607,063	2,627,881
売上総利益又は売上総損失()	129,374	717,966
販売費及び一般管理費	881,624	901,673
営業損失()	1,010,999	183,706
営業外収益		
受取利息	46	35
受取配当金	7,250	7,139
雇用調整助成金	37,150	79,717
その他	4,409	18,617
営業外収益合計	48,857	105,510
営業外費用		
支払利息	74,757	83,333
持分法による投資損失	508	690
資金調達費用	14,065	-
その他	8,228	9,822
営業外費用合計	97,559	93,845
経常損失()	1,059,701	172,042
特別利益		
固定資産売却益	3,502	431
補助金収入	5,525	109,158
特別利益合計	9,027	109,589
特別損失		
固定資産売却損	920	2,088
固定資産除却損	2,974	7,792
新型コロナウイルス感染症対応による損失	64,374	1,594
パスカード払戻金	293	9,291
その他	7,543	873
特別損失合計	76,106	21,641
税金等調整前四半期純損失()	1,126,780	84,093
法人税、住民税及び事業税	5,426	6,702
法人税等調整額	335,208	6,421
法人税等合計	329,781	281
四半期純損失()	796,998	84,375
親会社株主に帰属する四半期純損失()	796,998	84,375

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
四半期純損失()	796,998	84,375
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,876	6,750
繰延ヘッジ損益	8,627	30,203
退職給付に係る調整額	819	805
その他の包括利益合計	5,930	36,149
四半期包括利益	791,067	48,225
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	791,067	48,225
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

1. 旅行事業における本人取引に係る収益認識

旅行事業における収益につきましては、全て顧客から受け取る額から売上原価を控除した純額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が本人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識する方法に変更しております。

2. 広告代理業における代理人取引に係る収益認識

広告代理業における収益につきましては、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から売上原価を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

3. 運輸事業における追加の財又はサービスを取得するオプションの付与

運輸事業における当社が運営するポイント制度について、従来は、将来にポイントとの交換に要すると見込まれる費用を引当金として計上する方法によっておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として認識し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当第1四半期連結会計期間より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に2,004千円加算しております。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は16,910千円減少し、営業費は19,875千円減少しております。なお、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り

前連結会計年度の有価証券報告書における「(重要な会計上の見積り)」に記載した新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定について、重要な変更はありません。

不動産事業における販売促進に係る引当金の会計処理について

当社グループが不動産事業における賃貸先であるテナントを通してテナント利用顧客に付与する利用券に係る会計処理について、当第1四半期連結会計期間の期首より、テナント利用顧客の利用券使用実績率を合理的に見積もることが可能となったことから、付与する利用券の内、将来テナントとの間で精算が見込まれる金額を販売促進に係る引当金として会計処理しております。

当該引当金の会計処理により当第1四半期連結会計期間末の四半期連結損益計算書の営業損失、経常損失、税金等調整前四半期純損失は11,958千円増加しております。

なお、当該引当金は、四半期連結貸借対照表の流動負債の「その他」に含まれております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更)

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間において特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「バスカード払戻金」は特別損失において重要性が増したことから、当第1四半期連結累計期間より独立掲記することに致しました。この表示方法を反映させるため、前第1四半期連結累計期間の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前第1四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に表示しておりました7,836千円は「バスカード払戻金」293千円、「その他」7,543千円として組替えております。

(四半期連結貸借対照表関係)

投資その他の資産の金額から直接控除している引当金の額

	前連結会計年度 (令和3年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (令和3年6月30日)
貸倒引当金	32,314千円	32,312千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間において、新潟県による新型コロナウイルス感染症の警報発令等を受け、不動産事業に関して、テナントに対しての賃料収入減免額については、臨時性があるため「新型コロナウイルス感染症対応による損失」として特別損失に計上しております。

なお、前第1四半期連結累計期間は、新型コロナウイルス拡大による緊急事態宣言を受け、不動産事業等に関わる施設の一時臨時休業を実施したため、施設の休業期間の固定費(人件費、減価償却費等)と、テナントに対しての賃料収入減免額について、「新型コロナウイルス感染症対応による損失」として特別損失に計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
減価償却費	402,416千円	428,295千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
令和2年6月25日 定時株主総会	普通株式	38,422	10.0	令和2年3月31日	令和2年6月26日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自令和2年4月1日 至令和2年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	運輸事業	不動産事業	商品販売事業	旅行事業	旅館事業	計				
売上高										
外部顧客への売上高	1,062,032	609,472	274,439	8,466	100,682	2,055,094	422,594	2,477,688	-	2,477,688
セグメント間の内部売上高又は振替高	28,393	98,102	3,798	1,535	1,561	133,389	108,227	241,616	241,616	-
計	1,090,425	707,574	278,237	10,001	102,243	2,188,483	530,821	2,719,304	241,616	2,477,688
セグメント利益又は損失()	948,276	266,433	54,688	99,641	162,421	998,594	12,444	1,011,039	40	1,010,999

(注)1. 「その他」区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、清掃・設備・環境業、広告代理業、航空代理業等を含んでいます。

2. セグメント利益又は損失()の調整額40千円は、セグメント間取引消去によるものです。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自令和3年4月1日 至令和3年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

（単位：千円）

	報告セグメント						その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	運輸事業	不動産事業	商品販売事業	旅行事業	旅館事業	計				
売上高										
顧客との契約から生じる収益	1,345,821	35,401	300,941	290,775	175,290	2,148,230	407,656	2,555,887	-	2,555,887
その他の収益	143,431	646,529	-	-	-	789,960	-	789,960	-	789,960
外部顧客への売上高	1,489,252	681,931	300,941	290,775	175,290	2,938,191	407,656	3,345,847	-	3,345,847
セグメント間の内部売上高又は振替高	32,095	103,486	5,374	102,462	3,607	247,024	98,673	345,697	345,697	-
計	1,521,347	785,417	306,315	393,237	178,897	3,185,215	506,329	3,691,544	345,697	3,345,847
セグメント利益又は損失 ()	364,555	283,818	23,691	16,279	101,337	222,045	44,672	177,372	6,334	183,706

(注)1. 「その他」区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、清掃・設備・環境業、広告代理業、航空代理業等を含んでいます。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 6,334千円は、セグメント間取引消去によるものです。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

当第1四半期連結会計期間より、「その他」に含まれていた「旅行事業」について量的基準を満たしたため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。

また、前第1四半期連結累計期間の報告セグメントにて独立掲記していた「清掃・設備・環境事業」について、前第2四半期会計期間より量的基準を満たさなくなったため、「その他」に含めて記載する方法に変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間の報告セグメントは、当第1四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載の通りであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 令和3年4月1日 至 令和3年6月30日)
1株当たり四半期純損失()	207円 43銭	21円 96銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純損失()(千円)	796,998	84,375
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失()(千円)	796,998	84,375
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,842	3,842

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和3年8月10日

新潟交通株式会社

取締役会 御中

高志監査法人
新潟県新潟市

指定社員
業務執行社員 公認会計士 阿部 和人 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 堀 華栄 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている新潟交通株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（令和3年4月1日から令和3年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、新潟交通株式会社及び連結子会社の令和3年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。